（第１号様式）

川崎市農業生産振興対策事業（　　　　　　　　　　事業）補助金交付申請書

　　年　　月　　日

　（宛先）川崎市長

申請者住所

　〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕

　川崎市農業生産振興対策事業（　　　　　　　　　　事業）補助金の交付を受けたいので、川崎市農業生産振興対策事業要綱第４条の規定に基づき、次のとおり申請します。

１　事業の目的及び内容

２　事業計画

　（１）事業の実施概要

　（２）事業の実施場所

　（３）事業の期間

３　交付申請額

４　収支予算

（第１号様式の２）

誓約書兼同意書

　川崎市農業生産振興対策事業に申請するにあたり、川崎市暴力団排除条例（平成24年３月19日条例第５号）第２条第２号に規定する暴力団員でないことを誓約し、市長が当該確認のため神奈川県警察本部長に個人情報（住所、氏名、氏名のふりがな、生年月日及び性別をいう。）を提供し、同条例第８条に規定する排除措置対象（補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置の対象をいう。）の該当を照会することに同意いたします。

　　　　　　　年　　月　　日

申請者住所

〔法人・団体等の場合は、名称、役職及び代表者の氏名〕

性別

　　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　　　年　　月　　日

役員等氏名一覧表（※法人・団体等の場合、以下も記入してください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 |  | 生年月日 | 性別 | 住所 |
|  |  |  ． ． |  |  |
|  |  |  ． ． |  |  |
|  |  |  ． ． |  |  |
|  |  |  ． ． |  |  |
|  |  |  ． ． |  |  |

注）署名又は押印を要しません。誓約書兼同意書の提出をもって本人の意思表示があったものとします。

（第１号様式の３）

雇　用　計　画　書

（宛先）川崎市長

　　　　年　　月　　日

申請者

主たる事務所の所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□

法人の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□

事業名：農業施設整備事業（雇用就農促進のための園芸施設等の設置）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 主な業務内容 | 人数（人） | 雇用期間（※） | 勤務時間 | 賃金時間単価 |
|  |  |  | 　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで更新　有　・　無 | 日勤務／（週・月）時　　分　から　　時　　分　まで |  |
|  |  |  | 　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで更新　有　・　無 | 日勤務／（週・月）時　　分　から　　時　　分　まで |  |
|  |  |  | 　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで更新　有　・　無 | 日勤務／（週・月）時　　分　から　　時　　分　まで |  |
| 合　　　計 |  |  |

※期間の定めのない雇用契約（定年制）の場合は雇用期間の始期のみ記載

（第２号様式）

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

　　年　　月　　日

　（宛先）川崎市長

申請者住所

　〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕

　川崎市農業生産振興対策事業要綱第４条に定める市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、下記理由に該当すると判断いたしました。下記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

１　要綱第４条に定める市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者からの見

積書の徴収が行えない事業

２　発注先

３　提出する見積書の種類及び数量

|  |  |
| --- | --- |
| 市内中小企業者による見積書 | 通 |
| 市内中小企業者以外による見積書 | 通 |

　　 ※辞退届等を含む。

（第３号様式）

誓約書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

　案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続

から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条　この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事

業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年　　月　　日

　（宛先）補助事業者名

住　　　所

商号又は名称

（ふりがな）

　代表者職氏名

資本金の額　　　　　　　　　　円

職員総数　　　　　　　　　　　人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）

４　市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えな

い理由

|  |  |
| --- | --- |
|  | （１）市内中小企業者で取扱いがない |
|  | （２）２者以上の市内中小企業者で取扱いがない |
|  | （３）特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない |
|  | （４）継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある |
|  | （５）工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの |
|  | （６）上記以外の事由（事由内容を下記に記載） |

　※複数の理由に当てはまる場合は、（１）から（６）の順に最初に当てはまる１つの理

由を選択してください。

　　（６）の理由を選択した場合、その事由内容

|  |
| --- |
|  |

※市内中小企業者の定義：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）。ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

（第４号様式）

川崎市指令　　　第　　　号

住所

氏名　〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕 様

川崎市農業生産振興対策事業（　　　　　　　　　　事業）補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった川崎市農業生産振興対策事業（　　　　　　　　　　事業）補助金については、川崎市農業生産振興対策事業要綱第５条の規定に基づき、次の条件を付けて　　　　　円を交付します。

　　年　　月　　日

川崎市長　　　　　　　　印

１　次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることがあります。

(1)　偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。

(3)　補助金の交付を受けるまでに川崎市農業生産振興対策事業要綱第２条第1項に定める要件を欠くことになったとき。

(4)　川崎市農業生産振興対策事業要綱第２条第２項の規定に該当したとき。

(5)　第４条若しくは第８条の規定に違反したとき。

(6)　補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法律等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。

２　補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに関係書類を添えた実績報告書を提出すること。

（第５号様式）

川崎市農業生産振興対策事業（　　　　　　　　　　事業）補助金交付変更申請書

　　年　　月　　日

　（宛先）川崎市長

申請者住所

　〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕

　　　　年　　月　　日付け川崎市指令　　　第　　　号で通知のあった川崎市農業生産振興対策事業（　　　　　　　　　　事業）について、次のとおり　□変更　□廃止　したいので、川崎市農業生産振興対策事業要綱第７条の規定により申請いたします。

１　□変更・□廃止の理由

２　変更の内容（廃止の場合は記入不要）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 変更内容 | 変更前 | 変更後 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |

注：該当する□にレを入れること。

（第６号様式）

川崎市指令　　　第　　　号

住所

氏名　〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕　様

川崎市農業生産振興対策事業（　　　　　　　　　　事業）補助金変更交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった川崎市農業生産振興対策事業（　　　　　　　　　　事業）補助金の交付変更申請について、川崎市農業生産振興対策事業要綱第７条第２項の規定に基づき、次のとおり承認します。

　　年　　月　　日

川崎市長　　　　　　　　印

１　変更の内容

２　対象事業費

３　補助決定額

４　次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることがあります。

(1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付を受けるまでに川崎市農業生産振興対策事業要綱第２条第1項に定める要件を欠くことになったとき。

(4）川崎市農業生産振興対策事業要綱第２条第２項の規定に該当したとき。

(5) 第４条若しくは第８条の規定に違反したとき。

(6）補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法律等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。

５　補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに関係書類を添えた実績報告書を提出すること。

（第６号様式の２）

川崎市農業生産振興対策事業

完成届

　　年　　月　　日

　（宛先）川崎市長

申請者住所

　〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕

　　　　　年　　月　　日付け川崎市指令　　　第　　　号で通知のあった川崎市農業生産振興対策事業（　　　　　　　　　　　　　事業）により取得した補助対象物件が完成し（納品され）引き渡されたのでお届けします。

１　契約日 　　年　　月　　日

２　契約者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

３　契約の効力が生じた日 　　年　　月　　日

４　完成日（納品日） 　　年　　月　　日

５　検査日 　　年　　月　　日

６　引き渡し日 　　年　　月　　日

注）不要な字句はで消除すること

（第７号様式）

川崎市農業生産振興対策事業（　　　　　　　　　　事業）実績報告書

　　年　　月　　日

　（宛先）川崎市長

申請者住所

　〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕

　　　　　年　　月　　日付け川崎市指令　　　第　　　号で通知のあった川崎市農業生産振興対策事業（　　　　　　　　　　事業）が完了しましたので、川崎市農業生産振興対策事業要綱第８条の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　事業成績

　（１）事業の実施概要

　（２）事業の実施場所

　（３）事業の期間

２　収支精算

（第８号様式）

川崎市農業生産振興対策事業発注実績報告書

　　年　　月　　日

　（宛先）川崎市長

申請者住所

　〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕

　　　　　　年　　月　　日付け川崎市指令　　　第　　号で通知のあった川崎市農業生産振興対策事業（　　　　　　　　　　事業）について、要綱第８条の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　発注実績

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 契約日 | 契約種別(工事、委託、物品) | 契約名称 | 業者名 | 市内中小の別 | 契約金額 |
| 1 |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | 合計 |  |

　　※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入等に係る契約のみを記載

　　※添付書類：上記、契約結果の分かる書類の写し

※市内中小企業者の定義：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）。ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

（第９号様式）

　　川　　　第　　　号

　　年　　月　　日

　住所

氏名 〔団体の場合は、名称及び代表者の氏名〕 様

川崎市長　　　　　　　　印

川崎市農業生産振興対策事業（　　　　　　　　　　　　　　事業）補助金の確定について（通知）

　　　　　年　　月　　日付けで実績報告のあった川崎市農業生産振興対策事業（　　　　　　　　　　事業）補助金について、川崎市農業生産振興対策事業要綱第９条の規定に基づき、次のとおり確定したので通知します。

１　交付決定年月日

２　交付決定通知番号

３　交付決定額

４　確定額